



# 宮 崎 県 公 報

令和6年12月23日(月曜日) 第572号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

○保安林の指定予定の通知(5件)……………(自然環境課) 1

頁

## 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 2
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………( “ ) 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分(3件) ……( “ ) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 719号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市神戸町49-1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 720号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字轟山4241-1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 721号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字向上路久3616-18(次の図に示す部分に限る。)、3616-17
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 722号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字渡内5470
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 723号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字奈良津5229-1・5229-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5229-10
  - 2 指定の目的 水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カンナガーデン  
延岡市愛宕町3丁目4588番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

- 4 変更の年月日  
令和5年1月31日
- 5 変更する理由  
小売業者の住所変更のため
- 6 届出年月日  
令和6年12月11日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
令和6年12月23日から令和7年4月23日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
令和6年12月23日から令和7年4月23日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）から令和6年11月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、大和地区宮ヶ平・塚原換地区県営土地改良事業（新富町、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年12月23日から令和7年1月28日まで
- 3 縦覧場所  
新富町役場農地管理課内
- 4 その他  
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎

県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

---

土地改良法（昭和24年法律 第195号）第89条の2第9項の規定により、美郷地区長野1換地区県営土地改良事業（美郷町、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地処分をした。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、美郷地区長野2換地区県営土地改良事業（美郷町、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地処分をした。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、美郷地区長野3換地区県営土地改良事業（美郷町、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地処分をした。

令和6年12月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--